

## 国民健康保険税 ～納税義務者は、世帯主～

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が、国民健康保険に加入していない場合でも、その世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主に国民健康保険税の納付義務が生じます（擬制世帯主といいます）。

擬制世帯主の所得金額や固定資産税額に対して保険税が課税されることはありませんが、加入者の所得の額に応じた軽減割合を判定するときには、擬制世帯主の所得も判定に含みます。

※軽減等の計算方法は、町ホームページを参照ください。



国民健康保険税では所得の額に応じた軽減措置がありますが、町県民税が未申告だと軽減措置が適用されません。収入がない人や非課税収入のみの人で未申告の方は、軽減措置を受けるためにもきちんと申告をしましょう！



年度の途中で加入、脱退したときは、どうなるの？

年度の途中で加入したとき	加入した月の分から月割で計算し、その都度、納税通知書を発送します。
年度の途中で脱退したとき	脱退した月の前月までの分を月割で再計算し、変更後の納税通知書を発送します。なお、納め過ぎの国民健康保険税がある場合は、お返します。
年度の途中で40歳になったとき	40歳到達月から第2号被保険者介護保険料（40歳から64歳までの医療保険加入者にかかる介護保険料）を国民健康保険税に含めて計算するため、税額が増えます。増額分の納付書は、別途送付します。
年度の途中で65歳になったとき	あらかじめ、65歳到達月の前月までの第2号被保険者介護保険料を含む税額を計算して納税通知書を作成しています。介護保険第1号被保険者となる65歳到達月からの介護保険料は、国民健康保険税とは別に納付することになります。
年度の途中で75歳になったとき	あらかじめ、75歳到達月の前月までの国民健康保険税を計算して納税通知書を作成しています。75歳到達月からは後期高齢者医療制度に加入し、その保険料を別途納付することになります。



### <ゼイコップのワンポイントアドバイス>

## 『町税等の納付は、安心・便利な口座振替がオススメ!』

納付の度に金融機関等に行く手間が省け、自動引落しなので納め忘れもなく安心です。利用手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。

なお、申込初年度において年間を通して納期内納付をした場合に限り、奨励金3,000円を交付しています。詳細については、問い合わせください。

#### ご利用の手続きは…



左記の3点を持参の上、口座をお持ちの金融機関窓口で申し込みください。申込用紙は、町内各金融機関窓口にあります。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

## おらほの納税教室 **ゼイコップ** 第10話



次号につづく

ペンネーム★リョーコ

### 今月の税

町県民税……………第2期  
国民健康保険税……………第3期  
後期高齢者医療保険料…第2期  
介護保険料……………第2期

納付期限  
8月31日(水)

口座振替日  
8月25日(木)



忘れないよう、早めに準備しましょう!